

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神埼市長、神埼市議会議長、神埼市監査委員、神埼市選挙管理委員会、
神埼市農業委員会、神埼市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	98.5%
課長級職員	95.1%
副課長級職員	102.1%
係長級職員	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0.0%
31～35年	94.9%
26～30年	94.9%
21～25年	89.4%
16～20年	84.0%
11～15年	84.7%
6～10年	89.8%
1～5年	83.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員について、住居手当及び扶養手当の受給割合が、住居手当（男性 68.6%）、扶養手当（男性 83.3%）であることも影響している。
- ・全職員において、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が「任期の定めのない常勤職員」に比べて給与額が低い。この「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に占める女性の割合は 72.6%であるが、全職員に占める女性の割合は 58.1%となっており、全職員で比較した場合に女性の平均給与額が引き下がる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
※ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、全体の算出値に与える影響の大きさを考慮し、勤務すべき時間が週15.5時間以上の職員を対象としている。